総合講演・報告 5「高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する科学的有望地の要件・基準の議論について」

科学的有望地の要件・基準に関する地層処分技術 WG における中間整理について

Interim report of criteria for scientifically preferable areas on HLW Geological Disposal

*杤山　修[1]，島田 顕臣[2]

[1]原子力安全研究協会（地層処分技術 WG 委員長），[2]経済産業省資源エネルギー庁

1. 報告の趣旨

わが国における高レベル放射性廃棄物の地層処分については、1970 年代以降、関係研究機関等における研究開発が行われてきました。

それまでの研究成果を踏まえ、2000 年には地層処分の実現を目的とした「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（最終処分法）が制定され、段階的な処分地選定プロセスが定められるとともに、処分地の選定を含む処分事業の実施主体として原子力発電環境整備機構（NUMO）が設立されました。その後、NUMO は処分地選定調査の実施を希望する自治体の公募を全国で開始しましたが、現在に至るまで、調査を実施するに至っていない状況です。

このような状況を踏まえ、国は、処分地選定に向けた取組の改善に向けた検討を行い、2015 年 5 月に最終処分法に基づく基本方針を改定し、「科学的により適性が高いと考えられる地域を科学的有望地として示すなど、国が前面に立って取り組む」との新たな方針を示しました。

総合資源エネルギー調査会地層処分技術 WG では、この科学的有望地の具体的な要件・基準について主に地球科学的な観点から技術的（工学的）対応可能性を含めた議論を行い、2015 年 12 月 28 日にこれまでの議論の成果を中間整理として公表しました。

今回、この中間整理の内容をご報告します。

*Osamu Tochiyama[1], Akiomi Shimada[2]

[1]Nuclear Safety Research Association, [2]Ministry of Economy, Trade and Industry